

新居浜工業高等専門学校合宿研修所使用細則

平成28年10月6日細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、新居浜工業高等専門学校合宿研修所使用規程（以下「使用規程」という。）第7条の規定に基づき、合宿研修所（以下「施設」という。）の使用に関する必要な事項を定めるものとする。

(使用の条件)

第2条 学生が施設を使用するときは、原則として5名以上の団体でなければならない。ただし、宿泊を余儀なくされた場合は、この限りではない。

2 学生の使用にあたっては、当該団体のクラブ顧問教員又はこれに代わる教員（以下「指導教員」という。）が参加し、指導に当たるものとする。

3 前項において宿泊を伴うとき（以下「合宿」という。）は、指導教員は参加する学生の保護者に対して事前に合宿計画等を通知し、承諾を得なければならない。

4 合宿においては、本校学生が使用する場合は、本校指導教員が必ず宿泊の上、朝晩各1回点呼を行うとともに所定の点呼簿に記録するものとする。ただし、他校の団体のみが使用する場合は、本校指導教員の代わりに当該団体の指導教員に対しその任を委ねることができる。

(使用申請)

第3条 合宿をするときは、使用許可願に使用期間中の日課表（別紙様式1）、宿泊者名簿（別紙様式2）及び第2条第3項の規定に基づく承諾書（別紙様式3）を添付するものとする。承諾書のない者は、宿泊を認めない。

2 使用許可願及び前項に規定する添付書類に不備がある場合は、これを受理しない。

3 使用申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

4 複数の団体から使用日が重なる使用申請が提出された場合は、各指導教員において調整を行うものとするが、原則として使用許可を受けた日が早い団体が優先して使用できるものとする。

5 授業及び学校が主催する行事等のため施設を使用する必要ができた場合は、使用許可後であってもこれを優先する。

6 使用規程第3条第1項第2号及び同条第2項第5号に基づき他校の団体に使用させようとするときは、窓口となる教員が使用許可願の提出、鍵の受け渡し等事務手続きを行うものとする。この場合、宿泊を伴う際に必要な承諾書は、当該団体の指導教員において承諾を得ていることを条件に添付を不要とする。

(使用制限)

第4条 施設を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。ただし、宿泊を伴う場合又は学校の教育計画に基づき必要があるときはこの限りでない。

使用する日	使用できる時間
平日	放課後から午後9時まで
休日（長期休業期間中を含む。）	午前9時から午後9時まで

2 年末年始及び夏季の一斉休業期間中の使用は認めない。

（使用上の諸注意）

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び備品は、丁寧に取り扱うこととし、施設内に備え付けの備品類は、許可なく移動させないこと。
- (2) 使用期間中は少なくとも1日1回、清掃時間を設け、施設内外の清掃を行うこと。
- (3) 施設内での火気の使用は厳禁とし、危険物を持ち込まないこと。
- (4) 研修施設であることをわきまえ、みだりに高歌放吟し、又は他に迷惑をおよぼすような行為は厳に慎むこと。
- (5) 施設内での調理は禁止する。
- (6) 電気、水道の使用にあたっては節約に努めること。照明やエアコンの電源の切り忘れに注意すること。
- (7) エアコンの使用は、原則、7月1日～9月30日及び12月1日～3月31日の期間とし、温度設定は学校の集中管理とする。
- (8) 使用後は、使用した設備、備品等を整理整頓し戸締りをした上で、学生課員の点検を受けること。使用期間中に出たゴミは責任をもってすべて持ち帰ること。
- (9) 使用期間中であっても、この細則の各条項に違反した場合は、使用許可を取り消し、以後、施設の使用を許可しないことがある。
- (10) 玄関及び各部屋の鍵の管理は、すべて指導教員が行うものとし、学生が鍵を所持することは禁止する。
- (11) 寝具等の貸出しは行わないので、各自で準備すること。
- (12) 宿泊にあたっての部屋割りは、男女別にするなどの配慮をすること。ただし、5号室は原則として、指導に当たる指導教員が使用するものとする。

（経費の負担）

第6条 使用期間中の電気、ガス及び水道料金は学校負担とする。

（弁償責任）

第7条 使用中に施設、設備等に棄損、紛失等があった場合は、速やかに学生課に届け出なければならない。

- 2 棄損、紛失等の原因が故意又は過失にかかわらず、使用責任者はその責任において学校が指示した期限までに実費弁償するものとする。ただし、経年による自然破損又は故障であると判断されるものについてはこの限りでない。
- 3 他の団体と同時に使用し、責任の所在が判明しないときは、その期間中の使用者全員の共同責任とする。

(その他)

第8条 この細則に定めのない事項については、すべて校長の指示に従うものとする。

附 則 (平成28年10月6日制定)

- 1 この細則は、平成28年10月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校合宿研修所使用細則(昭和49年4月1日細則第6号)は、廃止する。

日課表

クラブ名 (団体名)

作成者

必須入力項目

入退室時間・練習時間 (対外試合の場合は行き先も) ・点呼時間【1日2回】・入浴時間・食事時間・消灯時間・起床時間・その他活動時間・清掃時間

日付	×月×日 (例)	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
9:00	合宿開始 (入所)						
10:00	練習 (第1体育館) 12:30まで						
11:00							
12:00	30分～ 食事 (食堂)						
13:00	清掃時間						
14:00	練習試合 (高知高専)						
15:00							
16:00							
17:00							
18:00	夕食 (新居浜市) ・入浴						
19:00	ミーティング (燧荘) 19:30まで						
20:00	勉強時間 (燧荘)						
21:00	点呼						
22:00							
23:00	消灯						
0:00							
1:00							
2:00							
3:00							
4:00							
5:00							
6:00							
7:00	起床						
8:00	退所						
宿直者 (必須)	高専 太郎						

※緊急時等所在確認に使用する場合がありますので、詳細を記載してください。

宿泊者名簿

(枚目)

	学年・学科・クラス (学外者の場合は学校・団体名等を記入)	氏 名	性 別	宿泊室
1			男・女	号室
2			男・女	号室
3			男・女	号室
4			男・女	号室
5			男・女	号室
6			男・女	号室
7			男・女	号室
8			男・女	号室
9			男・女	号室
10			男・女	号室
11			男・女	号室
12			男・女	号室
13			男・女	号室

宿直等指導者

	氏 名	緊急連絡先	性 別	宿泊室
1			男・女	号室
2			男・女	号室
3			男・女	号室

合宿研修参加承諾書

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

学年・学科 _____

宿泊者氏名 _____ 印

住 所 _____

(TEL _____)

保護者氏名 _____ 印

住 所 _____

(TEL _____)

平成 年 月 日 () から 月 日 () に実施される
【 _____ 】 (活動名) に参加させることを承諾します。